

自主防災組織に係る依頼について

自主防災組織の結成については、多くの自治会のご理解をいただき順調に組織化が進んでいるところです。未結成の自治会につきましては自主防災組織の意義をご理解いただき、組織結成に向けて積極的な取組みをお願いいたします。また、既に結成済の自治会につきましては、平常時から防災訓練などの活動展開をお願いいたします。

自主防災組織の結成方法、助成、活動方法等のご相談はお気軽に、総務課地域防災室 TEL37-3111 へお問い合わせください。

北栄町の自主防災組織の結成状況

自主防災組織数 36自治会（平成25年1月15日現在）
40自治会（平成25年11月1日現在）
年初と比較して4自治会 増

★依頼事項★

1. 今年度自主防災組織が結成されて役場への報告がなされていない自治会は、規約等の提出をお願いします。
（目的）災害時において自主防災組織と役場他行政機関が円滑に防災活動を進めるため
2. 平成25年中の自主防災組織訓練活動交付金の申請はお早めに
（期限）平成26年2月15日（金）総務課地域防災室又は北条庁舎分庁総合窓口へ

自主防災組織とは

自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織です。

大規模な災害が発生した場合、通報の殺到や道路の寸断などで、普段のように消防車や救急車が駆けつけることが困難となることが予想されます。このような状態となるため、自主防災組織による避難の呼びかけや救助が必要となり、実際に東日本大震災では多くの人命が救われました。また、避難所では給食給水、援助物資の配布などが円滑に行われました。

災害対策の基本は

- 自助・・・自分の命は自分で守る（個人・家庭）
- 共助・・・地域が連携してお互いを助ける（地域・自主防災組織）
- 公助・・・行政が災害に強い地域の基盤整備を行い、住民を助ける（行政）

これらの連携により防災力は強まり、災害による被害を最小限に抑えることが出来ます。

日頃から訓練をとおして、災害時の危険な場所、安全な場所、災害時要援護者などを把握し、地域の防災力を高めましょう。

自主防災組織への助成制度（下記以外にも交付要件がありますのでお問い合わせください）

- ・防火防災器具等整備費交付金： メガホン、担架等防災資機材購入費×1/2
※上限 5万円（ただし、結成後3年間に限り上限10万円）
- ・自主防災組織育成事業交付金： 研修、防災マップ作成、炊出訓練材料等のソフト事業費 10/10
- ・防火防災組織運営交付金（自主防災組織運営費分）： 均等割 5千円
- ・自主防災組織訓練活動交付金： 300円×参加世帯数 ※上限 訓練3回 5万円